



POLICY MAKERS

生物多様性関連の環境事業展開支援政策提案

Author: 田中 雄揮、井戸 萌愛、平野 玲、坂本 雅純

LAB



Policy makers lab Managing partner、生物多様性チーム代表

田中 雄揮 Tanaka Yuki

PROFILE

佐賀県唐津市生まれ。横浜国立大学経済学部卒。再生可能エネルギー会社にて発電事業開発に従事。同社で実践したバイオガス発電と地域循環型農業の取り組みをきっかけに、持続可能な自然資本の利用に関心を深める。

要旨

気候変動と連動する形で、生物多様性の保全も中長期的な世界的な取り組み課題となる中で、欧州を中心にビジネスと生物多様性の保全の両立を図る国際ルール形成が急がれている。一方で日本は世界的でも有数の生物多様性が豊かな地理的条件を有しているものの、国内の生物多様性に関する認知は広がっていない。生物多様性のルール形成は企業にとってリスクであると同時にビジネス機会にも繋がりうることから、今後大きな波が来た際に、地理的強みがある日本企業にとっては新たな稼ぎ口となる可能性を秘めていると考えられる。本紙では、中長期的に生物多様性が日本の強み産業となることを目指し、背景や動向の整理と、取り組み課題の検討、および課題解決に資する政策提言を試みた。

目次

1	背景	13
	1-1. 何故今、「生物多様性」なのか	13
	1-2. 生物多様性をめぐる国際的な動向	15
	1-3. 日本官民の生物多様性に係る取組	18
2	展望	19
	2-1. 企業にとってのリスクとチャンス	19
	2-2. 日本・地域が生物多様性政策に取り組むべき意義	22
	2-3. 生物多様性政策に取り組むにあたっての課題	24
3	政策案	25
	3-1. 現状の政策、及び企業等の政策要望	25
	3-2. 政策案	28
	3-3. (参考) 中長期的な提言	29

生物多様性関連の環境事業展開支援政策提案

1. 背景

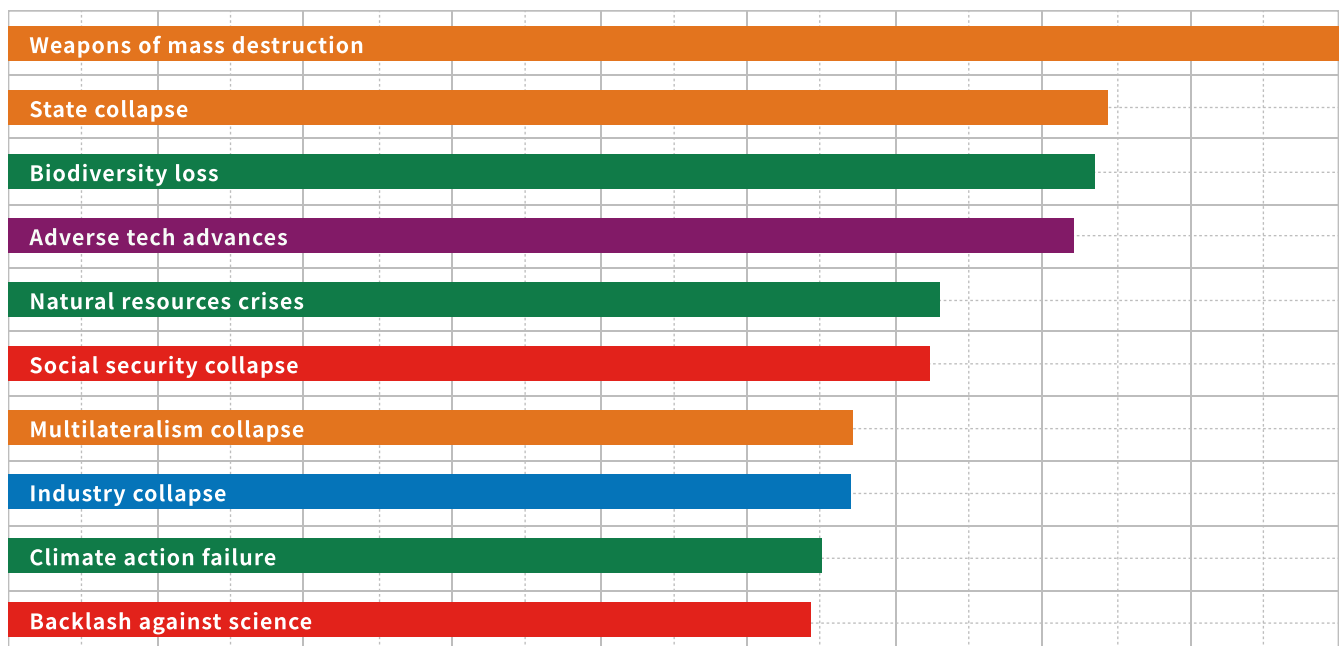
1-1. 何故今、「生物多様性」なのか

近年、生態系の破壊が深刻化している。

人類は地球生態系の一員として他の生物と共存しており、また、生物を食糧、医療、科学等に幅広く利用している。

他方近年、気候変動問題や環境に配慮しない経済活動によって、野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行し、生物の生息環境の悪化及び生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなってきている。例えば世界経済フォーラム（WEF：World Economic Forum）のグローバルリスク報告書2021でも、「生物多様性の喪失:Biodiversity loss」が（大量破壊兵器や産業崩壊と並んで）発生可能性の高い長期的なリスクにランクインしている（図1）。

図1 Existential threats Long-term risks (5 - 10 years)



出所 世界経済フォーラム 「グローバルリスク報告書2021年版」 より抜粋

近年、生態系の破壊が深刻化している。

「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES：Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）」の報告書では、生物多様性破壊による土地劣化が地球の陸地の至る所で発生しているとされる。具体的な指摘事項の一例は以下。

● 砂漠化

既に過去300年間で湿地の97%が喪失され、土地全体で見ても人間による実質的な改変がなされていない土地は25%程度しかなく、土地の究極な劣化である「砂漠化」は現在地球の27億人の生活に影響を及ぼすとされる。

● 防災強靱性の低下

サンゴ礁等の減少により沿岸保護機能が低下することで、洪水やハリケーンによる脅威が増大し、1億～3億人の生命と財産が被害を受ける恐れがある。違法な森林伐採も、土地の保水力を奪うことで、土砂崩れ等の災害リスクが高まる。

● 農林水産業への悪影響

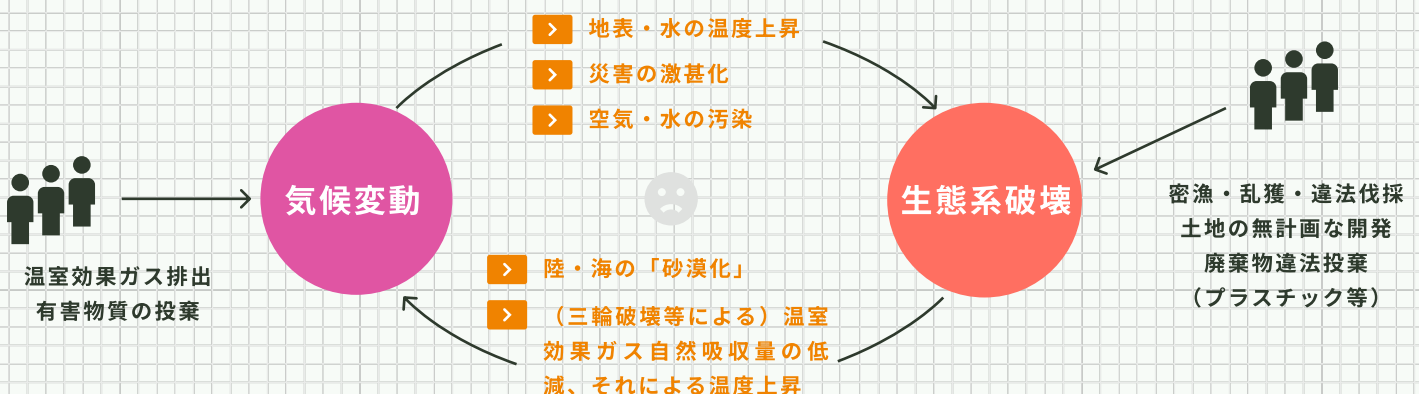
果物や野菜、コーヒーやココア、ナッツ類（アーモンド等）、油料作物等、世界の主要作物生産量の35%は花粉媒介により栽培されている作物だが、殺虫剤や農薬等による蜜蜂の生態破壊はこれらの栽培に大きな影響を与えると予測されており、市場価値に換算すると年間2,350億～5,770億米ドル相当の産業や雇用に悪影響が出ると見込まれている。

● 気候変動の助長

生物多様性の危機と気候変動の高まりは正の関係にあるとされており、世界の穀物生産量は2050年までに10%（地域によっては50%）減少し、その結果、最大7億人が移住せざるを得なくなるとの予測が立てられている。脱炭素だけに取り組むだけでは、実は環境破壊への対応策としては不十分の可能性がある。（図2）

図2

気候変動と生態系破壊は、「負のスパイラル」の関係にある



脱炭素を中心とする気候変動対応だけは、生態系破壊のみならず、気候変動自体すら手に追えなくなる可能性

出所 自然関連財務情報開示タスクフォース 「Nature in Scope」 より抜粋

● 動物由来製品市場の喪失

象牙や鱐皮やアロエ等、乱獲や密漁等による過度な国際取引が行われると、それら動植物（天然資源）そのものが絶滅し、我々の産業や持続可能な生活（購買）に影響が出てくることも想定される。また、海洋マイクロプラスチックごみは海洋生物の体内に入り込んで残ることで、生物や種の生存リスクの高まりのみならず、漁獲後に人間が海洋生物を食べることによる人体への悪影響が懸念される。

上記のような将来のグローバルリスクが一層顕在化しつつあり、かつ持続可能な開発目標（SDGs14,15）でも海や陸の豊かさが謳われているところ、官民が一層取組の機運を高めていく必要がある。

1-2. 生物多様性をめぐる国際的な動向

国際社会ではこれまでも生物資源の保護に取り組んできた。

従前から個別領域として、希少種の取引規制や特定の地域の生物種の保護を目的とする既存の国際条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）や、水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）等）が定められてきた。

しかし、生物の多様性を一層包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みを設ける必要性が国連等において議論されるようになってきた。

生物多様性条約とそれに基づく取組が国際社会で主流となっている。

1987年の国連環境計画（UNEP）管理理事会の決定によって設立された専門家会合における検討や、複数回の政府間条約交渉会議における交渉を経て、「生物多様性保全条約」が締結（日本は同年批准、翌年発行。2022年現在、194ヶ国とEU及びパレスチナが参加）。この条約は、以下三本柱を目的とするものである。

1 生物多様性の保全

2 生物多様性の構成要素の持続可能な利用

3 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（※）

（※）自国の天然資源に主権的権利を付与し、資源利用国側に保全に係る一定の負担等を義務付けるもの。そのため、天然資源利用先進国である米国は批准していない。

本条約の参加国等が会して概ね2年に1回開催される「COP」（生物多様性条約締約国会議）では、取組進捗のフォローアップ等を行うこととされている。例えば2010年には日本・名古屋でCOP10が開催された。直近2021年10月に中国・昆明で行われたCOP15では、「ポスト2020生物多様性枠組」の採択に向けた決意を示す「昆明宣言」が採択され、我が国を含め途上国支援を表明する国も現れた（日本は10億円、中国は約250億円の途上国支援表明。）。

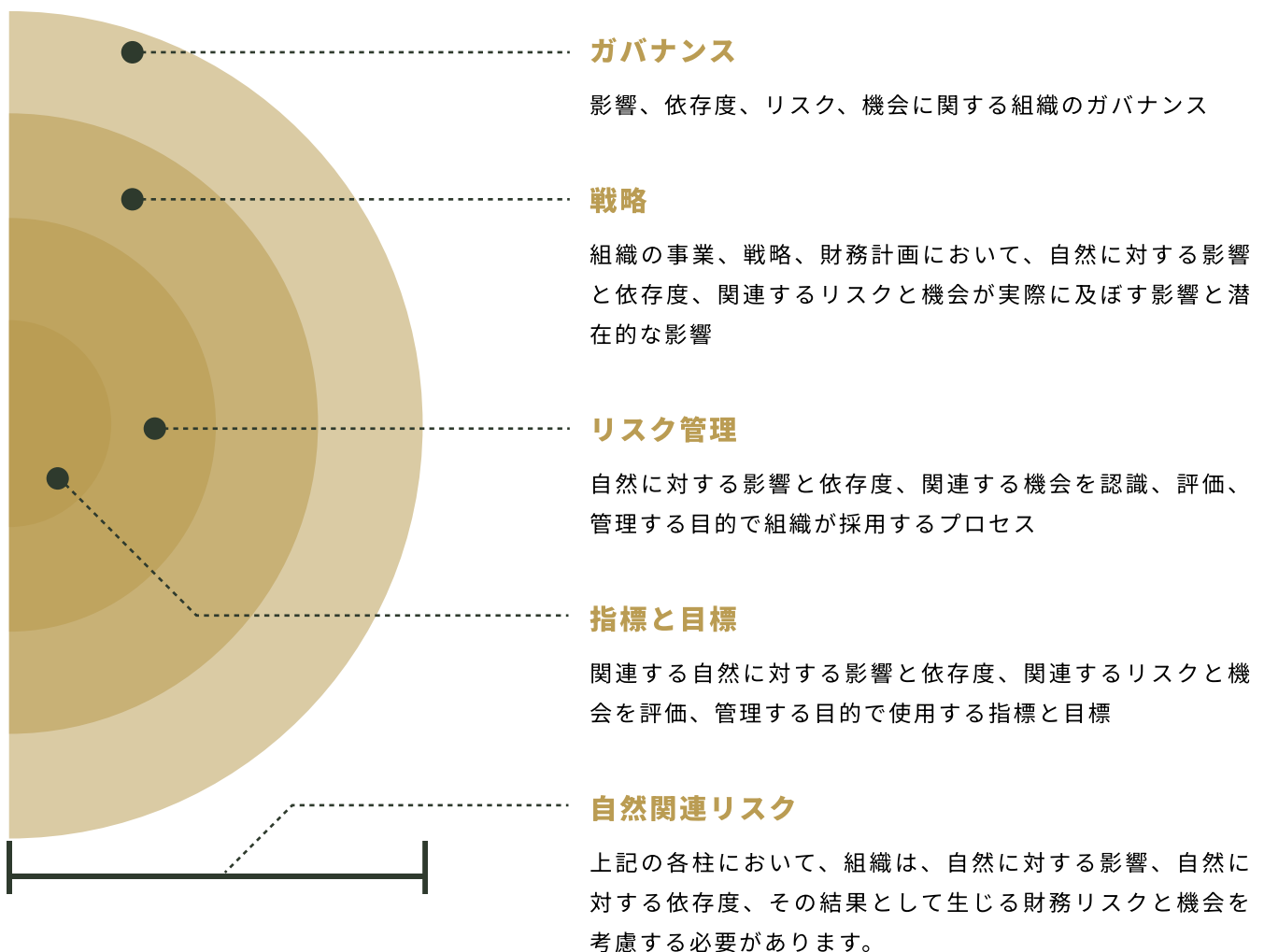
企業のESG対応にも関連する潮流が、国際基準や分析ツールとして本格的に表れてきている。

また企業が取得することの多いISO14001は2015年の改訂時に、事業活動における生態系や生物多様性への配慮が盛り込まれた。同内容は、ISO24000でも同様に言及されている。

また、GRI（Global Reporting Initiative）の規準（304番）では、企業の事業活動報告書において生物多様性に言及するよう促している。同時に、違法伐採で得た木材による製品ではないことを証明するFSC認証（森林資源系）や、海洋資源に係るMSC認証も従前から有名である。

そして最近では、環境関連の財務情報開示タスクフォース（TCFD）と並んで、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）が2021年6月に設立された。このタスクフォースでは、2023年までに生物多様性に係る企業活動の情報開示基準の策定に向けた議論が進められている（図3）。TNFDはゆくゆく、TCFDと包括統合運用されていく見通しであり、現在TCFD対応だけを行っている企業には新たな対応が課される可能性が非常に高いと考えられる。

図3 自然関連の財務情報開示に関し推奨されるコア要素



出所 自然関連財務情報開示タスクフォース 「Nature in Scope」 より抜粋

また、国連環境計画・金融イニシアチブ（UNEP-FI）、世界自然保全モニタリングセンター（UNEP-WCMC）、Global Canopyは共同で、環境変化が経済に与える影響を可視化するツール「ENCORE」（アンコール）を発表。そのツールを提供しているNCFA（Natural Capital Finance Alliance）は2021年5月に、生物多様性への影響を可視化するモジュールを発表。影響可視化に向けたツール開発の動きが進められている。

欧州等では、ルールメイキング及び金融セクターによる企業への対応要請が既に本格化してきている。

特に欧州では、2022年以降金融機関や事業者への規制要件として、EUタクソノミーの取り込みが開始されているが、気候変動と並んで「生物多様性と生態系の保全と回復」をテーマとする技術的なスクリーニング基準の検討が進んでいることは注目される。また2020年1月のフランスによる提案を受けて、同年7月にはISOの生物多様性に関する国際規格を策定する専門委員会の発足が決定したところ、今後規格策定に向けた動きが本格化すると予想される。

また、英国政府が提案する森林リスク商品（森林減少を引き起こす可能性のある商品）に関するデュー・ディリジェンスの実施を義務化する法案（未決）であり、製品等生産時に森林の農地転換が起きていると考えられる商品及びその関連商品に対して、リスクの特定や評価等を義務付ける「森林デュー・ディリジェンス」を行う内容が想定されている。

加えて直近では、機関投資家や金融機関の取組も盛んになってきている。

BNPパリバは「Position on biodiversity」を公表し、特に生物多様性破壊の影響を受けやすい部類の農業や、パーム油、鉱業、非在来型原油・天然ガス等の特定セクターを融資対象から除外すると同時に、生産やサプライチェーン上で「2025年までに森林破壊ゼロ」を戦略的に掲げている企業のみを支援する方針を定めるなどの取組を発表した。

また、りそなアセットマネジメントや英保険大手のアビバなどの55の金融機関（資産合計は9兆ユーロに達する）は、生物多様性の保全や生態系回復への貢献を宣言し、2024年までに生物多様性に関する目標を設定し、投融資先の企業に悪影響を抑えることなどを求める方針とされる。

このように欧州を中心とする金融セクターは気候変動と同様に生物多様性に関するリスクが今後顕在化すると早くから予見し、先手を打つ例が見られる。

即ち全体論として、単なるCSRやボランティア活動としての環境保全ではなく、ビジネス上の企業活動における生物多様性の確保が求められるようになってきていることがわかる。

1-3. 日本官民の生物多様性に係る取組

日本の生物多様性政策は、古くて新しい。

生物多様性条約締約国会議（COP）へ最も多くの拠出金を出してきた日本は、生物多様性の保全に従前から取り組んできた。生物多様性条約への批准のみならず、ホスト国として開催した2010年のCOP10では、各国やビジネス界とも連携した生物多様性損失防止を掲げた「愛知目標」を採択している。

日本としては環境省が中心となり、中期的なスパンでの「生物多様性国家戦略」（直近は、2012-2020年）を定めており、国立公園の自然環境保護や絶滅危惧種対応等を包括的に定め、政策を推進してきた。

また、政府全体で毎年策定している「SDGsアクションプラン」（直近は、SDGsアクションプラン2022）でも、8つの優先課題のうち⑥に「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」が明示的に掲げられ、環境省や農水省を中心とした数多くの政策が紐づけられている。

日本でも生物多様性の政策等議論が、企業活動と関連を持つものになってきている。

2021年7月に発表された、環境省の次期生物多様性国家戦略策定研究会の報告書では、「企業等は、事業活動による生物多様性への影響の把握・分析・評価を行った上で、原材料調達、設計・製造・組立、輸送、製品販売・サービス提供のサプライチェーン、また、その後の廃棄・リサイクルなどの各段階において、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献する取組を行う必要がある。さらに（中略）環境報告書等での情報開示が求められる。」と明記されるに至り、生物多様性政策は単なる環境保全活動ではなく、製品等のサプライチェーン上の活動やその見える化の必要性が示唆されるようになってきている。

また、2021年6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」でも、「生物多様性保全と経営・投融資に関するガイドラインを2021年度内に策定することにより、企業活動や地域活動を支援する」と明記されており、今後ますます企業活動へ取組や制度等の波が来ることが想定される。

また、日本経済団体連合会も「経団連生物多様性宣言」（2009年策定、2018年改訂）を掲げ、生物多様性保全に取り組む企業の事例発信を行っている。一定程度民間企業セクターの関心が高まってくることも想定される。

2. 展望

2-1. 企業にとってのリスクとチャンス

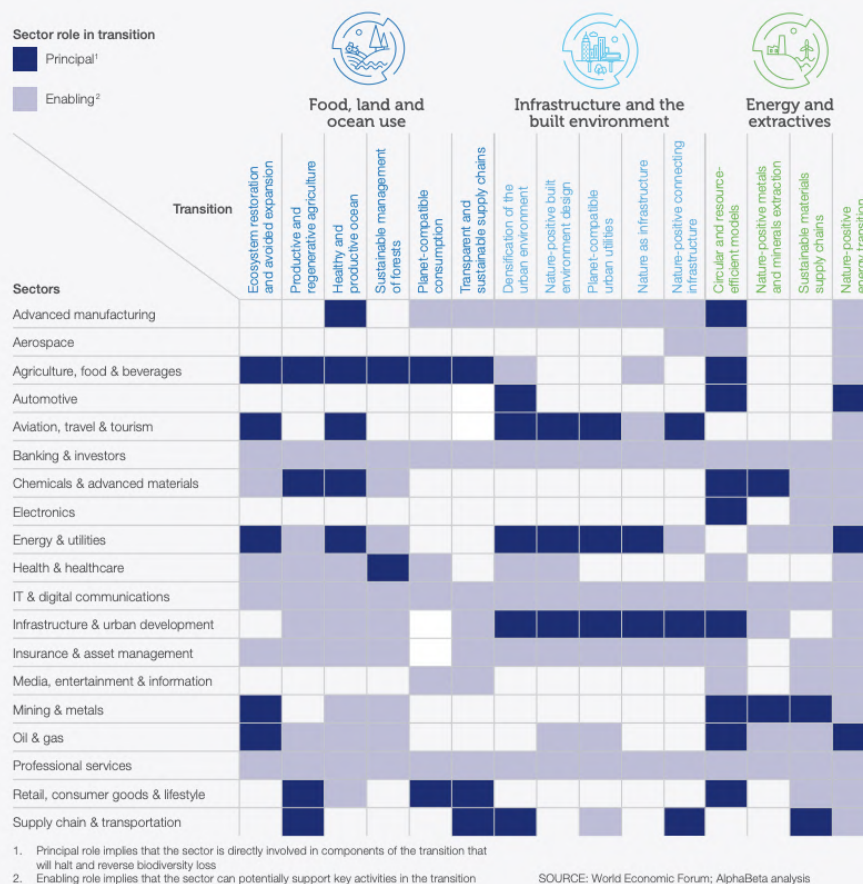
金融セクターや取引先からの非財務情報開示要求（ある種のリスク）が想定される。

各国政府の取組としては、2022年春に（第二部として）継続開催するCOP15にて、2020年以降のグローバルな生物多様性の枠組みの最終化やその採択等、残りの議題に取り組むこととされている。

翻って企業にとっては、（生物多様性は自然環境に由来するところ）一義的に言えば、自然と接地面の多い業界（農業、林業、天然資源採掘等）が最初に規制等の高まりの影響を受けると思われる。更に踏み込んで言えば、水や森林など地域の自然を利活用して事業を行う地域企業は都市部企業よりも影響を受けやすく、地元の水資源を大量に使用する地方の製造業は一定程度関係する話になる可能性がある。しかしWEF報告書（The future of Nature and Business）では、生物多様性の影響は直接的・間接的にどの産業にも広く関わる可能性があるとされている（図4）。

図4

A number of key sectors in the economy will be critical to engage in the business agenda across socio-economic systems



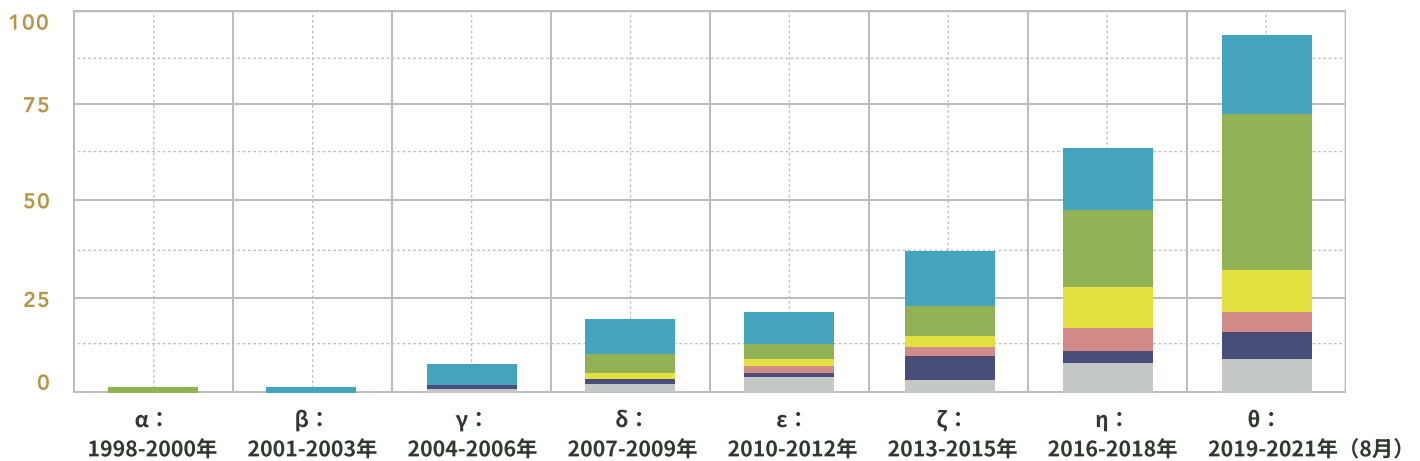
出所 世界経済フォーラム 「The future of Nature and Business」 より抜粋

また、例えば欧州国境炭素調整措置（CBAM）の議論が各企業にサプライチェーンを意識させるように、企業の「サプライチェーン・マネジメント」は、もはやコスト削減やJust in Time（JIT）のような経済的価値のみならず、環境面のような非経済的価値と結び付けられて論じられることが増えている（図5）。

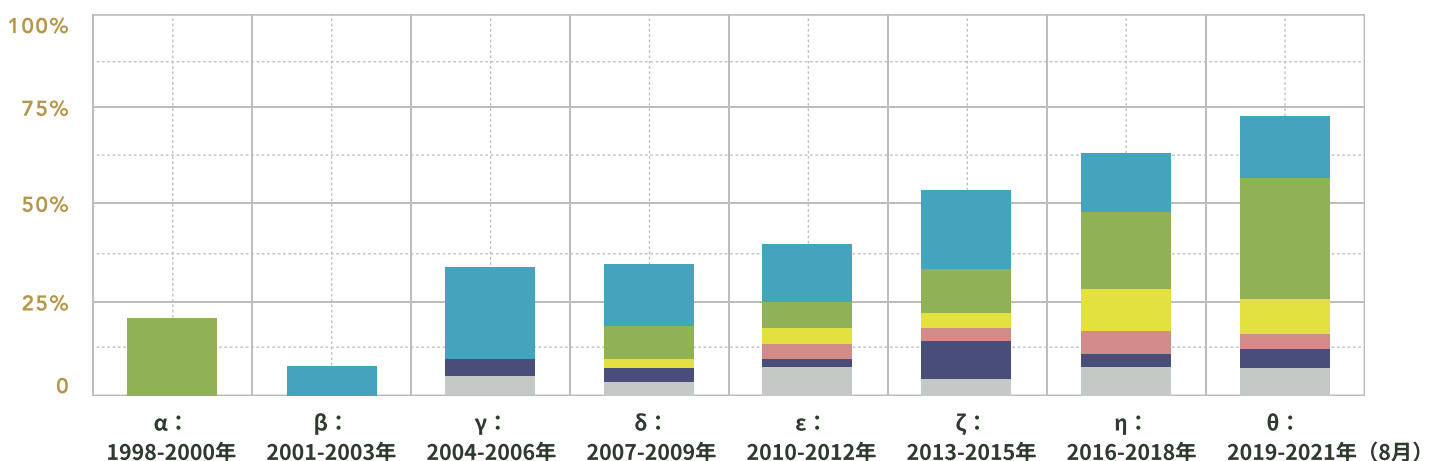
図5 非経済的価値の重要性の変遷

- 非経済的価値を含む文献の量及び割合が、年代が下がるにつれ増加している。
- 特に直近の2019-2021年の増加傾向は著しく、昨今の国際情勢も踏まえればSCMの非経済的価値への関心の高まりが反映されているものと思われる。

非経済的価値を含む文献数



非経済的価値を含む文献の割合



顧客価値 環境価値 人権価値 地政学的価値 イメージ価値 その他の価値

出所 福岡功慶・坂本雅純（2021）「サプライチェーン・マネジメントにおける非経済的価値の多様化について」.経済産業研究所から加工

このことはすなわち、政府方針や投資家の動き等は自社に直接関係ないと思っけていても、サプライチェーン上の取引先の自社製品の納入先企業等から、取組の進捗報告や情報開示を求められるリスクが存在するというこに他ならず、国際的に取組みが加速する生物多様性も、自然資本の一つとしてサプライチェーン・マネジメントの対象となってもおかしくない。まずは自社のサプライチェーン上流の取引先との連携も含め、自社の製品やサービスが生物多様性にどのような影響を与えているのかを考察し、可能な限りの情報の見える化に取り組んでいく必要がある。

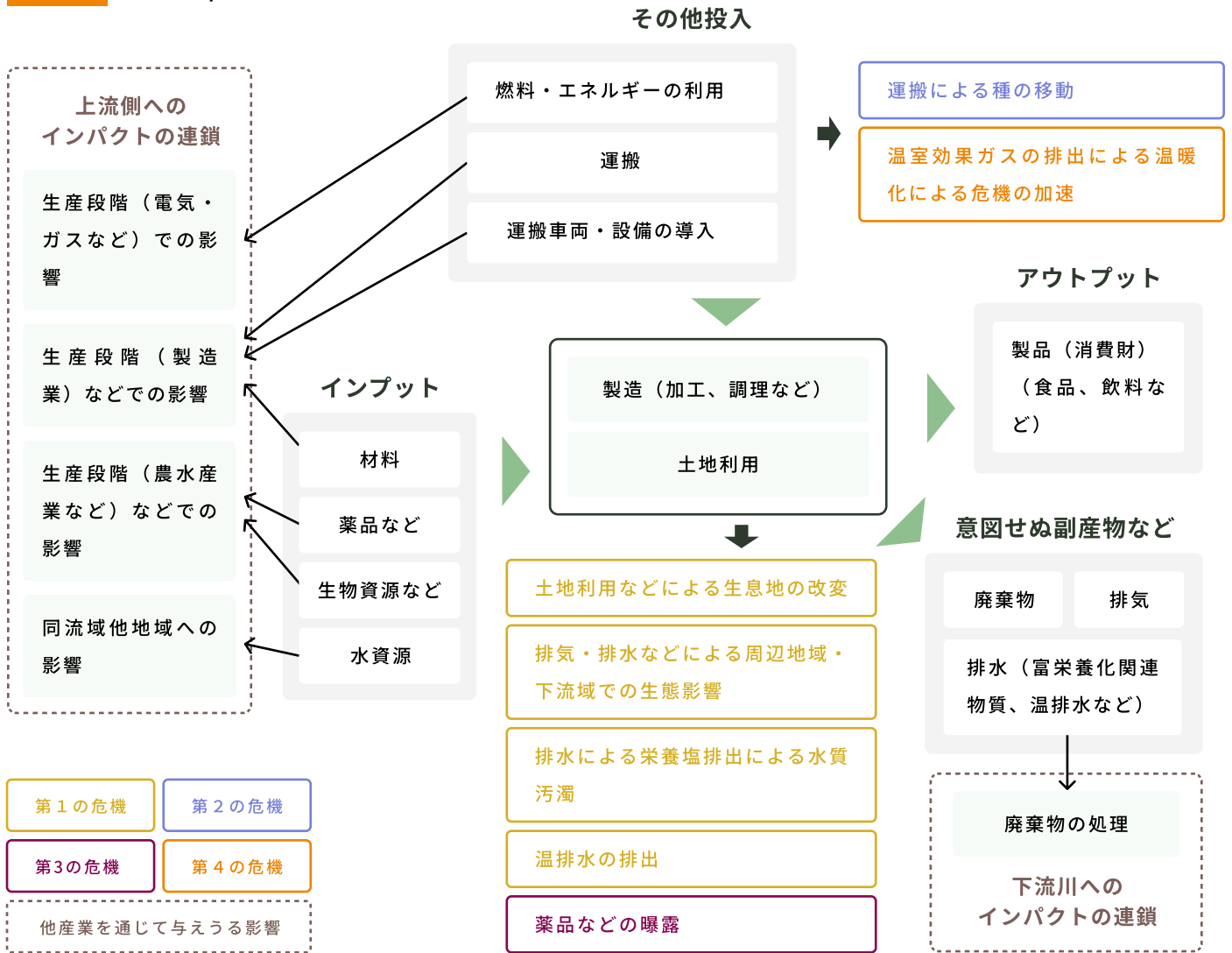
■ 逆に言えば、生物多様性取組の可視化や、関連ビジネスができる企業は、国際競争力を増す可能性（ある種のチャンス）がある。

経団連の「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」には、2021年12月時点で254社の企業による生物多様性保全の取組が掲載されている。従来はCSR活動の一環として取り組まれていた生物多様性の保全は、今後ルール形成が進む中で事業活動と密接につながるこが予想される。国内企業でも生物多様性保全型ビジネスに取り組む事業者は、ますます国際的な競争力の向上や、資金調達機会獲得といったビジネスチャンスが舞い込んでくると想定される。

■ 幅広いバリューチェーンに影響があるため、どの企業も取り組み得る。

これらは特殊性を持つ事例ではあるが、例えば先述したFSC認証やMSC認証を取得している企業は、総じて生物多様性保全をビジネスに活かしているところといえる。また、生産から消費、廃棄までのバリューチェーンの各工程で保全の取組がなされれば、ビジネスと環境保全の両面に利益をもたらし得る（図6：製造業/食品・飲料のバリューチェーン。環境省HPより）。先述したWEFの報告書も、業界問わず企業は生物多様性への影響をもたらし得ると指摘する。

図6 製造業/食品・飲料のバリューチェーン



出所 環境省「生物多様性民間参画ガイドライン」より抜粋

生物多様性は、脱炭素や人権ほどの波がまだ日本に来ていない今だからこそ、地域の中小企業も生物多様性をフックにして、中長期的な事業改革等につなげていける可能性がある。

2-2. 日本、特に地域が生物多様性政策に取り組むべき意義

日本の政策は、世界のそれよりもスピードが遅く、対応が後手になるリスクがある。

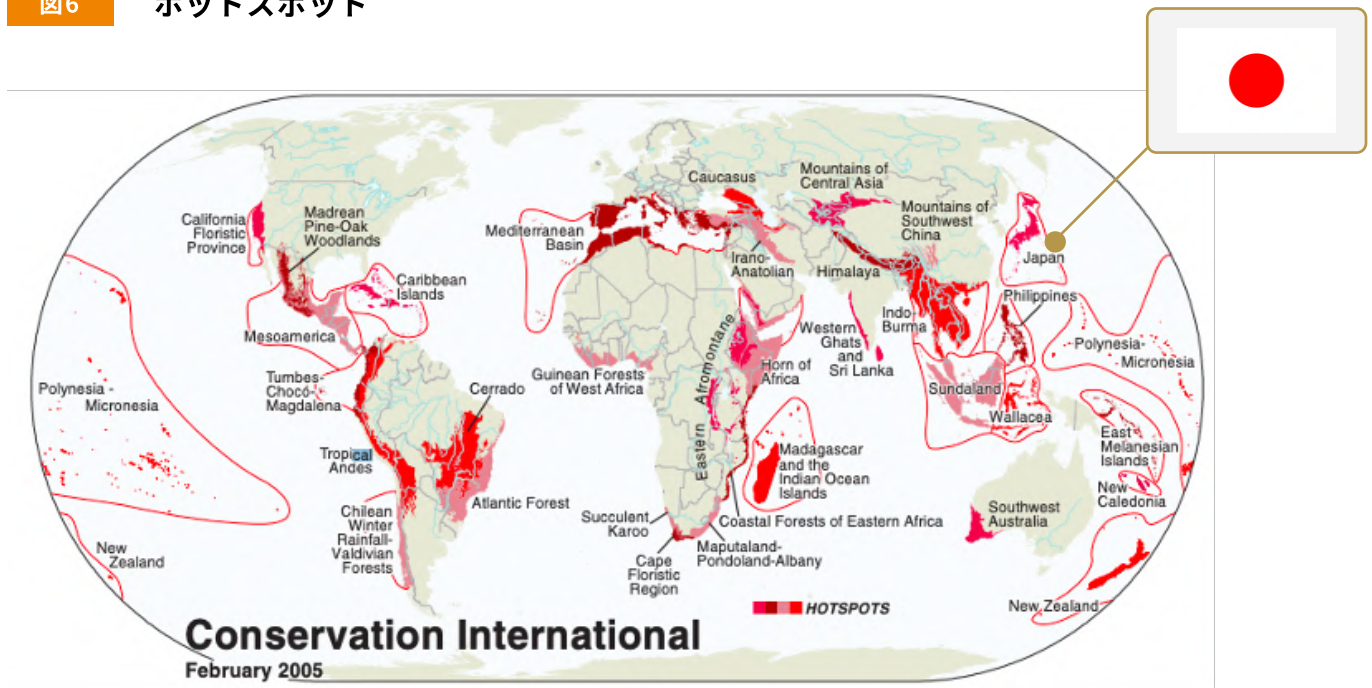
これまでに見てきた、次期生物多様性国家戦略研究会の報告書や、成長戦略フォローアップ等の日本政府の各種政策のターゲット年は、総じて2030年である。しかしながら、TNFDをはじめとする国際イニシアチブや指標のワーキンググループでのルールメイキングの動きは、2023年～2025年頃をメルクマールとして枠組みを本格的に作り、2025年以降は炭素と同じように日本企業にも取組を要請してくることが予想される。

即ち、日本企業が十分な準備を行う前に、世界から生物多様性の「波」が押し寄せる可能性があり、対応が後手になることが懸念される。

日本の国土は世界でも有数の生物種が存在する豊かな環境にあり、資源ポテンシャルは非常に大きい。モデル作りやルールメイキングで世界をリードできる可能性があるし、自然豊かな地域発の取組なら地方創生にも資する可能性もある。

一方、日本は南北に長い国土や、環太平洋造山帯地位置する地理的条件から生物多様性が非常に豊かである。経済的、技術的にも世界に対して優位性のある日本は、生物多様性で新たな産業を創出できるチャンスを持っており、短期的な対応にとどまらない、中長期的な戦略を見据えた取り組みを策定することで世界をリードできるポテンシャルを有している。

図6 ホットスポット



出所 Conservation Internationalより抜粋

多様な生物種が生息する「ホットスポット」が国土の全体を覆う日本は地理的にかなりユニークであり、日本列島全体が地球の生態系の縮図とまで言われる。換言すれば、日本中の各地で独自の方法論を生み出し、世界の類似エリアに適用できる可能性があるともいえる。

そして日本は古来、生物多様性の保全に当たり、自然環境と人間社会を隔てることによる保護の方法以外に、(間伐等)適度に自然に手を加えることで生産活動と自然環境保全の両方を実現する「里山文化」「里山産業」を有してきた。日本が培ってきた自然と共存する価値観は、経済と自然保全の両立の実現に資する可能性が高いと考えられる。

このような状況を踏まえ、逆に早くから技術開発やビジネスモデルの確立、市場の開発を行い、それらをルールメイキングの俎上に載せていければ、この領域で日本が国際社会をリードし、事業と環境のサステナビリティを日本モデルに合う形で確立することが可能となる。また自然との接地面を多く有する地域で、技術やビジネスモデル、市場が確立できれば、地域の新たな稼ぎ方の創出につながり、地方創生と環境保全を同時に実現していくことも可能となる。

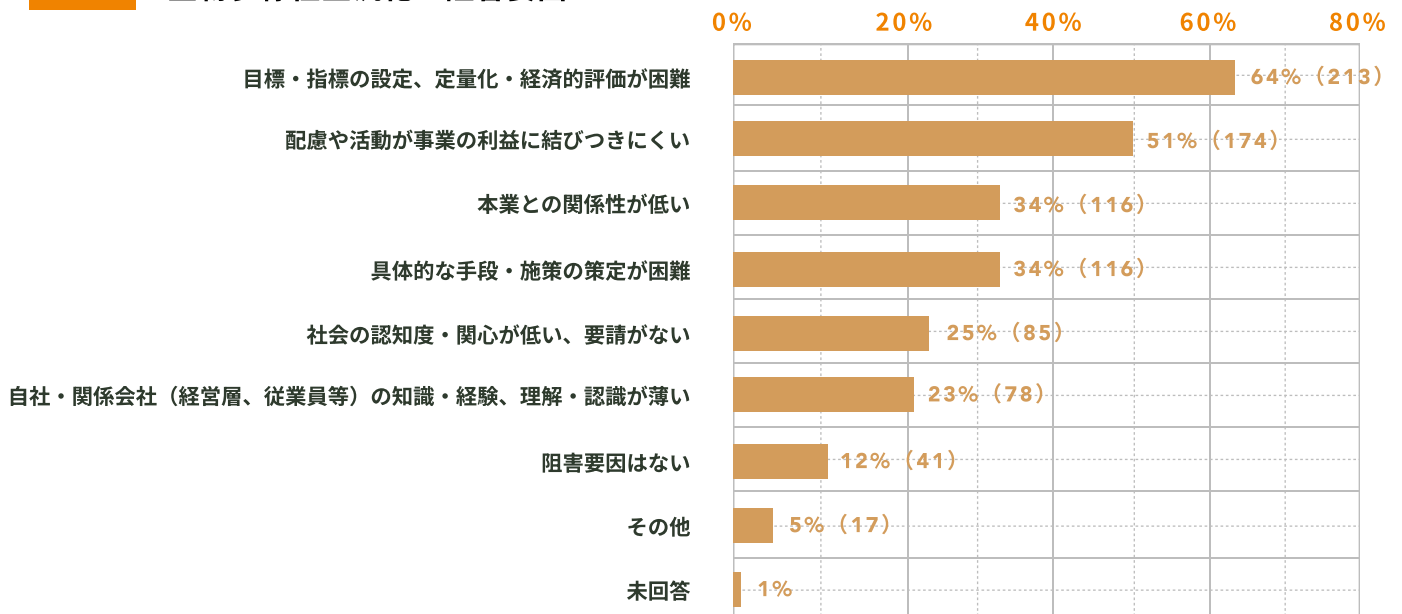
2-3. 生物多様性政策に取り組むにあたっての課題

生物多様性の取り組み加速のためには産業界、企業の巻き込みが重要。企業が生物多様性に対して抱える課題解決に資する政策案が求められる。

これまで見てきたように、日本が生物多様性の波に対して短期的な対応だけではなく、中長期的な視野を持ちながら先行して取り組むことの意義は大きい。しかしながら、現段階では生物多様性がカーボンニュートラルほど広く認知、取り組みがなされていないのが現状である。2012年から2020年までの生物多様性の取り組みに関して、愛知目標の最終評価文書（地球規模生物多様性概況第5版（GB05））によると、産業界との連携がうまく図れていなかった点も改善余地として挙げられている。今後、生物多様性の取り組み加速のためにはさらなる産業界、企業の巻き込みも重要となってくる。

経団連が公表している下図のアンケート結果（生物多様性に関するアンケート－自然の恵みと事業活動の関係調査－2020年2月）によると、企業が生物多様性の取り組みを進めるうえで大きな阻害要因になっている原因は、①目標・指標の設定、定量化・経済的評価が困難であること、②配慮や活動が事業の利益に結びつきにくい、であることがわかる。生物多様性の複雑さゆえに生じるこれらの課題を解決していく政策が求められると考えられる（図7）。

図7 生物多様性主流化の阻害要因



出所 経団連「生物多様性に関するアンケート（2019年度調査結果）」より抜粋

3. 政策案

3-1. 現状の政策、及び企業等の政策要望

現在の政府政策は、環境保全そのものや観光振興を目的とした、ガイドラインや人材育成の政策がメインとなっている。

環境省が主体となって取りまとめる「生物多様性国家戦略」をはじめとして、環境省や農林水産省が中心となって政策を実施しているものの、ビジネスと生物多様性を絡める政策は少なく、企業にとっては自社事業との結びつきや利益獲得のモチベーションを得にくい状況となっている。主な政策ラインナップは以下の通りである。

調査事業

- 自然環境保全基礎調査予算（環境省、R4FY予算案）

戦略・ガイドライン等

- 次期生物多様性国家戦略（環境省中心）
- 生物多様性国家戦略推進費（環境省）
- 生物多様性民間参画ガイドライン（環境省）
- 生物多様性パンフレット（環境省）
- SATOYAMAイニシアチブ（環境省）
- 農林水産省生物多様性戦略（農林水産省）
- みどりの基本計画手引き（国土交通省）
- 都市の生物多様性指標（国土交通省）

戦略・ガイドライン等

- 生物多様性センター（環境省）
- 海洋生物多様性保全戦略（環境省）
- 生物多様性自治体ネットワーク（環境省）
- 自然生態系を基盤とする防災減災推進費（環境省）
- 民間取組等と連携した自然環境保全（OECD）を活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業（環境省）

補助金

- 生物多様性保全推進支援事業（環境省）

- 国立公園内生物多様性保全費（環境省）
- 環境保全型農業直接支払交付金（農林水産省）

表彰

- エコソールズ大賞（環境省）

研究開発・人材育成

- 環境研究・技術開発推進事業（環境省）
- 国立公園インターンシッププログラム支援事業（環境省）

外部インタビュー調査結果からは、生物多様性保全の指標定量化やビジネスモデルの確立、消費者等のマインド醸成等が必要であることが分かった。

政策案策定にあたり、外部有識者や企業等に対してインタビューを実施した。特に興味深い結果は以下のとおりである。

政府政策の必要性

- 産業界に取組がマストで課される側面と、ビジネスチャンスを得ていく側面の両面があると思料、カーボンニュートラルの次に生物多様性の波も来る。
- 生物多様性は完全な形で政策にしていくには10-20年かかる話。実現に向けたロードマップには必ず政府の取組が必要となる。
- 生物多様性を日本としてどのように捉えるかを確立できれば欧米とは異なる経済価値の源泉になる。人間と自然が一体で共存している我々の暗黙知を明確化していくことが重要。
- （参考）生物多様性の政策は、地域発で始めるべき。持っている自然資本も都市部に比べて多い。地元の理解を得ながら進めていければ推進力が増すだろう。
- （参考）日本の政策は「世界に比べてリソース不足している／遅れているから追いつくべき」というナラティブで作られるものが多いが、生物多様性はむしろ日本こそが資源豊かであることが画期的。日本初の政策・ルール形成は非常に興味深い。

定量化指標および取引価値創出

- 生物多様性の保全活動影響量の定量化は必須だと考えている。TNFDに働きかけるために環境省に陳情を行ったこともある。カーボンクレジットのように、定量化した生物多様性価値を取引できる市場が作れば、環境スタートアップの取組が加速する。実際に独自指標を作りたいと考えているが、動き方がわからない。

- 環境保全スタートアップはビジネス化が非常に難しい、彼らが持続的にビジネスしていける政策があるとよい。
- 取り組みのインセンティブ付けとして、クレジット創出が非常に重要。顧客企業からはカーボンニュートラルに取り組むも生物多様性には取り組まない理由はそれだという声があった。

マインド醸成

- 生物多様性の定量化は重要だが、現在の技術では不足点も多いので、（完全な形に）拘りすぎると思考停止する。政策上の力点を明らかにしつつ、NGOなどのステークホルダーも巻き込んだうねりづくりをしていくと良いのではないかと。
- 今後、生物多様性価値創出の取組が必要と感じている。若年層の購買行動が変容、海の環境保護に訴求したブランド商品が若者層に買われている。消費者、リテールと一緒にバリューチェーン全体で対策したい。

中長期的にあるべき未来は、生物多様性保全ビジネスの創出とその価値定量化、取引市場の形成、そして日本発の国際ルール形成と思われる。

マクロの視点では、日本が経済活動と生物多様性の両立を早期に実現しながら、世界のESG等のグリーンファイナンス市場（市場規模約3,500兆円）やサステナブルサプライチェーン市場（市場規模約30兆円）（経済産業省「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済手法の在り方に関する研究会」中間整理）で、日本企業が優位に取引できる環境を作り上げ、日本企業がグローバル市場で稼げる道筋を形成することが重要となる。

ミクロの視点では、地域企業が企業やESG投資家等からの資金調達を得ながら生物多様性保全に資する事業を作り上げ、実施した事業自体の環境価値が図られ、価値に対する収益構造ができるといったようなビジネスと環境保全の両立を目指すことが肝要である。結果的に地域に資金が還流し、地方創生にも資する結果となると考えられる。

すなわち、世界のESG市場が日本の地域企業と（直接的・間接的に）接続し、事業活動が継続的に生まれる仕組みが必要となる。そのためには生物多様性価値の定量化や指標化、および市場の創出が重要であるから、

- ▶ 事業を通じて生物多様性保全度合いを定量化し、かつマネタイズする「パイロットモデル」を国内で早期に構築し、他日本企業に普及させていく
- ▶ （カーボンクレジットのように）生物多様性保全クレジットを発行し取引する市場を整えて、一層の保全型事業への投資が促進される環境創出を図る
- ▶ それら日本初のパイロットモデルやクレジット市場のうち、日本に強みがある領域は世界でデファクトスタンダード化する

ことが望ましい政策の方向性と考えられる。

実現すれば、ルール形成や世界市場へのクレジット輸出のみならず、生物多様性ビジネスの海外展開も狙うことができ、日本企業の新たな稼ぎ口となる。

生物多様性価値の取引が可能になれば、保全活動には企業から継続的な投資が集まり、これまで「ボランティア」とされていた活動もビジネスと認められることにつながり、生物多様性市場の広がりや環境保全の推進の両立が期待できる。

3-2. 政策案

政策案の全体構成

生物多様性の国際ルール形成は2022年3月現在、今まさにTNFDやSBTNの場で議論が進められている。日本としては国際ルールの形成を待たずして、先駆的に指標モデルを開発し、価値創出や取引をトライアルすることで、後に出てくる国際指標との差分を得ることができ、日本の強みを把握することができると思われる。

また、国内で先駆的にビジネスと生物多様性の両立に取り組む地域や企業には支援を行い、情報発信を行うことで国内の機運醸成に資することができると思われる。

ア) 生物多様性の指標モデル調査

企業の経営戦略の策定や、統合報告書で開示すべき内容の整理等を後押しするため、一般的な企業活動が、どのような生物種、生息域、生態系サービスにどれほど依存しており影響を与えていると推察されるかを調査し、一定の数値でモデル化する。

イ) バリューチェーン全体での影響および負荷の調査

バリューチェーン全体で生物多様性に対する影響と負荷を調査することで、生物多様性配慮型の事業を行う企業にとって、自社のブランド構築や消費者への訴求の後押しとなると同時に、生物多様性事業にシフトしない場合のリスクを把握することができる。

ウ) ゾーンニングおよびトップランナーの価値取引トライアル支援

生物多様性とビジネスの両立を目指す先進的な地域や企業を発掘し、指標モデルを用いながら、価値創出に資するプロジェクトを支援する。プロジェクトによって創出された価値は調達を希望する企業に販売し、効果測定を行う。

エ) ベストプラクティス集の発行とトップランナー表彰によるうねりづくり

地域や企業の取り組み事例をまとめてベストプラクティス集として情報発信を行う。また、一部の先進的な取り組みに対しては表彰を行うイベントを開催することで生物多様性の認知度向上や理解促進を試みる。

オ) 有志国連携の構築

日本と同じくホットスポットが国にまたがる、東南アジア、南米、アフリカといった国々に対して、日本国内で培った価値創出の方法論や技術提供により、その国の生物多様性保全とビジネス機会創出の支援を行う。全球で生物多様性保全活動がビジネスと結びつき取り組みが加速することでネイチャーポジティブの実現に貢献する。

3-3. (参考) 中長期的な提言

中長期的には、補助金、減税、公共調達、人材育成、日本初標準策定等が求められる。

2025年頃を見据えた中期的では、以下の政策も必要となることが想定される。

補助金

- 生物多様性ビジネスに取り組む企業への補助金
- (継続的な) 先行地域、トップランナー表彰制度
- 自然資本の多い地域の特区選定

税制

- 生物多様性保全に資する企業や地域への減税措置

公共調達

- ネイチャーポジティブに資する新商品を積極的に調達
- グリーン調達の適用範囲の拡大

研究開発

- ロードマップに掲げる重要技術の研究開発費の一部補助、その他将来有望と認めた研究開発費用の一部補助

人材育成

- 全国の自然科学系の大学や専門学校で、取組事例・ビジネスの紹介講座の開設
- 高度人材の卵の奨学金の一部免除
- 社会人学び直しによる専門人材化への教材費一部補助

ルールメイキング・海外展開支援

- 日本の独自指標の形成と国際ルールへの打ち込み
- 生物多様性クレジット取引市場の形成と海外市場連携
- 国際社会での方法論のデファクトスタンダード化
- 欧米等の独自指標への是正働きかけ
- 日本の生物多様性ビジネスの海外展開支援

参考情報

■生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム（IPBES）

<https://www.iges.or.jp/jp/projects/ipbes>

→特に「IPBES土地劣化と再生に関する評価報告書政策決定者向け要約（SPM）の解説」や、「IPBES花粉媒介者、花粉媒介及び食料生産に関する評価報告書政策決定者向け要約（SPM）の解説」（いずれも2021年3月）を参照。

■WEFグローバルリスク報告書2021年版（プレスリリース）

<https://jp.weforum.org/press/2021/01/jp-healing-of-social-fractures-seen-as-key-to-brighter-future/>

■生物多様性条約 外務省ホームページ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>

■ワシントン条約

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/index.html

■生物多様性条約第15回締約国会議等に関する結果（2021年10月）

<http://www.env.go.jp/press/110106.html>

■BNPパリバ 生物多様性に関するコミットメント（2021年5月）

<https://www.bnpparibas.jp/jp/2021/05/04/preserve-biodiversity/>

■TNFD（自然関連財務開示タスクフォース）提案されている専門的なスコープ

<https://tnfd.global/wp-content/uploads/2021/10/TNFD-Technical-Scope-Japanese.pdf>

■生物多様性国家戦略

<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/index.html>

■次期生物多様性国家戦略研究会報告書（2021年7月）

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/116584.pdf>

同研究会第4回会合（令和2年9月15日）資料3-1「事業活動における持続可能性の確保／生物多様性への配慮」

<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives5/>

[files/4_3-1_jigyojizokuhairyo.pdf](http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives5/files/4_3-1_jigyojizokuhairyo.pdf)

■環境省生物多様性主流化室資料（生物多様性×日本企業、2021年10月）

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/kokusai/doukou.pdf

■SDGsアクションプラン2022（優先課題⑥を参照）（2021年12月）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_Action_Plan_2022.pdf

■経団連生物多様性宣言・行動指針（2018年10月）

http://www.keidanren.or.jp/policy/2018/084_honbun.html#p2

■日経ヴェリタス特集「生物多様性なくして経済なし」（2021年9月26日）

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA15CBR0V10C21A9000000/>

■経団連「生物多様性に関するアンケート（2019年度調査結果）」

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/014.html>



Policy makers lab

Planting seeds for the better future

POLICY

MAKERS

—

LAB